

令和7年度

宮城県地域年金展開事業

事業計画および取り組み経過



仙台東年金事務所(宮城県代表年金事務所)

目 次

| | | |
|------------------------------------|-------|-----|
| はじめに | | P 2 |
| 1 令和7年度の取り組み方針 | | P 3 |
| 2 地域連携事業・地域相談事業 | | P 4 |
| 3 年金セミナー事業 | | P 6 |
| 4 年金委員活動支援事業 | | P 8 |
| 5 「ねんきん月間」「年金の日」の取り組み | | P10 |
| 6 令和6年度開催時にいただいたご意見 に対する回答・取り組み | | P12 |

はじめに

日本年金機構においては、年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結び付けるため、平成24年度から、それぞれの地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」(呼称:地域年金展開事業)を実施してまいりました。

令和7年度においても、地域、企業、教育等の様々な場において推進することとしており、従来からの普及・啓発活動を含め、年金委員や関係機関・団体との連携を強化し、効率的かつ効果的な取り組みを行うこととしております。

本日の委員の皆さまからのご意見・ご提案をうかがいながら、国民の皆さまへの制度周知を効果的に行えるよう、地域年金展開事業を進めてまいりますので、ご支援・ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

1 令和7年度の取り組み方針

1 令和7年度の取り組み方針

令和7年度地域年金展開事業の実施にあたり、各事業の取り組み方針を以下のとおりとしています。

(1) 地域連携事業・地域相談事業

公的年金制度の普及・啓発活動を行う地域年金展開事業を推進するためには、関係機関・団体等と協力・連携することが不可欠であり、引き続き市区町村・関係機関・関係団体等との連携・協力により、正しい年金制度の知識や手続き、制度改正やお客様の利便性の向上につながる最新情報等を効果的に地域に周知していくため、「年金制度説明会」をはじめとする情報提供活動をより多くの方に効率的に行う。

令和7年度については、オンラインサービスの拡大および外国人への適用・収納対策についても、地域年金展開事業において推進する。

(2) 年金セミナー事業

将来の年金制度の担い手である若い世代が、年金の正しい知識や手続きに触れ、公的年金制度が身近で重要なものであると理解いただき、適正な加入や保険料納付等に結び付けるため、教育機関および関係機関等と連携・協力し、「年金セミナー」および「ポスターコンクール」を実施する。

(3) 年金委員活動支援事業

年金委員活動を支援するため、必要な情報提供を研修会の実施等により効果的に行うとともに、地域への幅広い制度周知につなげるよう、年金委員の新規委嘱および年金委員制度の周知に取り組む。

(4)「ねんきん月間」「年金の日」の取り組み

毎年11月の「ねんきん月間」および11月30日の「年金の日」を活用した公的年金制度の普及・啓発活動を強化する。

2 地域連携事業・地域相談事業

2 地域連携事業・地域相談事業

令和7年度においても、市区町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等への制度周知やオンラインサービスの推進に係る「ポスター掲示」や「パンフレット・リーフレットの設置・配付」等の協力を依頼するとともに、より多くの方に制度周知が行えるよう、皆様方からご協力をいただきながら、企業、地域、教育機関等、様々な方々に制度を説明する機会をいただけるよう働きかけていきます。

関係機関との連携

| | | |
|---|--|--|
| (1)自治体 | (2)全国健康保険協会宮城支部 | (3)東北厚生局 |
| <ul style="list-style-type: none">・自治体の広報誌への掲載依頼・市区町村向け情報誌「かけはし」の発行・国民年金担当職員に対する研修、打合せ会等の実施 | <ul style="list-style-type: none">・年金セミナー等の共同開催・適用事業所に対する社会保険事務の制度説明会の共同開催・年金委員・健康保険委員表彰伝達式の共同開催 | <ul style="list-style-type: none">・基幹業務および地域年金展開事業に係る打ち合わせ会議の実施・年金ポスターコンクール表彰式の共同開催 |
| (4)宮城県社会保険労務士会 | (5)宮城県社会保険協会 | (6)宮城県年金協会 |
| <ul style="list-style-type: none">・年金セミナー・制度説明会の共同開催・各種説明会における年金制度説明会への講師派遣 | <ul style="list-style-type: none">・事業所向け広報誌「社会保険みやぎ」への記事掲載依頼・年金ポスターコンクール表彰式の共同開催・年金セミナー・制度説明会の共同開催 | <ul style="list-style-type: none">・年金セミナー・制度説明会の共同開催・各種説明会における年金制度説明会への講師派遣 |
| (7)宮城県商工会議所連合会および宮城県商工会連合会 | (8)ハローワーク | (9)仙台国税局・税務署 |
| <ul style="list-style-type: none">・年金セミナー・制度説明会の共同開催・各種説明会における年金制度説明会への講師派遣 | <ul style="list-style-type: none">・年金セミナー・制度説明会の共同開催・各種説明会における年金制度説明会への講師派遣 | <ul style="list-style-type: none">・年金セミナー・制度説明会の共同開催・確定申告会場におけるオンラインサービス勧奨 |

参考 外国人の公的年金制度の適用・収納対策

2 地域連携事業・地域相談事業

令和7年度については、オンラインサービスのさらなる拡大の他、外国人への適用・収納対策についても推進することとしております。

特に近年、日本に住む外国人が増え、そうした方が将来的に日本の年金制度にとって大きい役割を担うようになることが見込まれています。制度への加入、保険料の納付や免除申請等を正しく行つていただくためには、制度を正しくご理解いただくことが必要になるため、様々な言語や方法で案内をお届けしたり、窓口で応対できるようにすることが課題となっております。

外国人向けリーフレット

日本国内にお住まいの外国籍の皆さまへ

国民年金は、みんなで暮らしを支え合う国のお保険です

●日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入します。

●国民年金は、次の場合に支給されます。(日本国外に帰国してからも支給されます。)

①老後の生活に備える年金(老齢基礎年金)

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間等が加入期間の3分の2以上ある場合に支給されます。全ての期間を納付した場合、原則65歳から、年額約80万円が一生支給されます。

②病気や事故などで支える年金(障害基礎年金・遺族基礎年金)

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間等が加入期間の3分の2以上ある場合に支給されます。一度に障害が残った時の障害年金や、残された家族に対して遺族年金が支給されます。年額は年額約80万円~100万円です。

※ 上記の期間を満たさずに帰国する場合は、一定の条件の下、脱退一時金が支給されます。

※ 詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

国民年金保険料の納付は義務です

●国民年金制度への加入後の手続き・納付や免除申請などは指揮自身で行つ必要があります。

●この手続きを怠ると、在留資格(特定技能)の変更・更新申請や永住許可申請の審査が拒否されることがあります。

●日本年金機構から通知等が届いた際に、必ず手続きを行ってください。

1か月分の保険料は毎月17,510円(2025年4月~2026年3月分)各月の保険料はその次の月の最後の日までに納付してください

納付方法

納付方法はいろいろあります。あなたが納付しやすい方法で納付してください

便利でお得な口座振替、クレジットカードでの納付



●金融機関へ行く手間がけます。

●保険料の納め忘れがあります。

コンビニエンスストア、銀行、郵便局



スマートフォンの決済アプリ

コンビニエンスストア、銀行、郵便局



スマートフォンの決済アプリ

日本年金機構へ行く手間がけます。

●保険料の納め忘れがあります。

日本年金機構



日本年金機構へ行く手間がけます。

●保険料の納め忘れがあります。

保険料の納付が難しい場合は、裏面をご覗ください

For all residents in Japan: National Pension is here to support you

National Pension is the state insurance system - All people support each others' lives

● All residents in Japan, regardless of nationality, aged between 20 and 59 must be covered by the National Pension system by law.

● You can receive following benefits under the National Pension system. (Payable outside Japan)

① Old-age benefits for your retirement - *Old-age Basic Pension*

- Payable if you have at least 120 contribution-paid or -exempted months.

- Life long benefits of annual 800,000 yen, from age 65, if you pay contributions for 40 years.

② Disability or survivors benefits for your sickness, injury or death - *Disability Basic Pension, Survivors' Basic Pension*

- Payable if your contribution-paid or -exempted months fill at least 2/3 of your coverage period before onset of sickness, injury or death.

- Annual benefits amounts : about 800,000 to 1,000,000 yen to you or your surviving family members.

Note: In case you don't qualify for pension benefits and leave Japan, you may apply for Lump-sum Withdrawal Payments by satisfying certain conditions.

For details, visit <https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

You must pay National Pension contributions by law

● You need to pay contributions, and do necessary procedures for yourself including application for contribution exemption or payment postponement.

● Failure of such procedures may affect change and extension of your resident status for specified skilled workers or application for permanent visa.

● When you receive letter from Japanese National Pension Service make sure to take necessary procedures.

Monthly contribution amount is ¥17,510 (from Apr. 2025 to Mar. 2026)
Make sure to pay the contribution by the end of the following month.

Options for your easier payments

By credit card or automatic bank transfer

> No need of travel to banks

> Ensuring payments, without forgetting to pay

Convenience stores, banks, Japan post Smart phone Apps

For more payment options, please visit <https://www.nenkin.go.jp/tokuseisun/fuhoho.html> (Currently in Japanese)

Difficult to pay National Pension contributions? See back side >>>

がいこじじん 外国人のみなさまへ

年金に関する情報 (多言語版パンフレット・動画)

レポートにうきこじじんくわんりんじょの「生活・就労ガイドブック」

第7章年金・福祉に年金の説明があります。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html

○日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金の説明やお問い合わせを色々な国の言葉や分かりやすい日本語で読む

ことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

For residents of various languages

Information on Public Pension System (Multilingual pamphlets / videos)

● "Guidebook on living and working" on Immigration Services Agency's website has information on public pension system in Chapter 7: Pensions and Welfare. https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html

● Japan Pension Service's "International" webpage provides more detailed explanations and announcements on public pension system in various languages as well as easy-to-understand Japanese. <https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



JPS multilingual pamphlets and videos

| Japanese 日本語 | English English | Chinese 中文 | Korean 한국어 |
|------------------------------------|--------------------|-------------------------------|----------------------|
| | | | |
| Portuguese Em língua portuguesa | Español Español | Indonesia Bahasa Indonesia | |
| | | | |
| ไทย ภาษาไทย | Viet Việt | မြန်မာ မြန်မာ | |
| | | | |
| Russian Русский язык | Nepali Nepali | モンゴル Монгол | Tagalog Tagalog |
| | | | |
| Thai ภาษาไทย | Vietnamese Việt | Myanmar မြန်မာ | Cambodian ភាគីសាគ |
| | | | |
| Russian Русский язык | Nepali | Mongolian Монгол | YouTube YouTube |
| | | | |

日本年金機構
Japan Pension Service

2411 1016 017

(5)

公的年金制度の意義や仕組みについて理解を深めていただくことを目的として、教育委員会や高等学校長協会等の協力を得て、県内中学校・高校・大学・専門学校等に年金制度の正しい知識や手続き、重要性について周知します。

《具体的な取り組み事項》

- ・県内の大学や高校等に対する年金セミナーの拡張
 - ・県内教育機関への年金ポスターコンクールへの協力依頼
 - ・地域年金推進員を活用した教育機関へのアプローチ
 - ・関係機関と連携した年金セミナーの共同開催



《第7回宮城県年金ポスターコンクール》

- ・教育委員会と連携し県内全中学校に勧奨を実施
 - ・入賞者の中学校での表彰式の開催
 - ・参加者への記念品贈呈
 - ・作品展開催および各主要駅におけるポスター展示

第7回 宮城県 年金ポスター конкурール

応募締切
令和7年9月16日（火）

応募資格
宮城県内の中学生

賞
最優秀賞（1点）
優秀賞（3点）
[特別賞] 東北厚生局長賞（1点）
[特別賞] 宮城県社会保険協会長賞（1点）
入選（数点）

◆ 第6回宮城県年金ポスター конкурール受賞作品

応募作品

- 年金に関するものをテーマにしたポスター。
- 「国民年金」「みんなが支える年金」等、「年金」の文字を必ず入れてください。
- 年金が世代を超えて、より身近で親しみやすい制度であることを表現するなど、応募目的に合致している作品であれば、なんでも結構です。
- 【申込書】に必要事項を記載の上、作品の裏面右下貼付してください。
- 作品は未発表のものに限ります。
- 応募作品については返却しません。

※提出は学校ごととし、担当者の氏名、連絡先等を記載した【総括表】をあわせてご提出ください。

後援

厚生労働省東北厚生局/宮城県教育委員会/仙台市教育委員会/宮城県中学校長会/仙台市中学校長会/NHK仙台放送局/仙台放送/kbc 東日本放送/tbc 東北放送/ミヤギテレビ/河北新報社/全国国民年金基金東北支部

ねんきんさん太師
「ねんきんさんネット」
マスコット

《「わたしと年金」エッセイ》

- ・県内全教育機関に勧奨を実施
 - ・年金セミナー等の実施時に学生・生徒への周知
 - ・自治体等関係機関、関係団体へ協力依頼
 - ・報道機関へのプレスリリース



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画のご案内

令和2年度厚生労働大臣 受賞作品



■あらすじ

わたしは大学時代に事故で足を切断してしまったが、母親が学生納付特例の手続きをしていたことで、障害年金を受給することができた。

その後、市役所の年金担当として勤務するようになったわたしは…

令和4年度厚生労働大臣 受賞作品



■あらすじ

わたしの父は闘病生活を送っており、仕事を続けていくことが困難となる。その結果、わたしの家庭は経済的に困窮していったが、父が障害年金3級を受給したこと、兄の学費を支払うことができた。

しかしその後父は亡くなり、わたしの家庭はより経済的に困窮してしまったようになるが…

4 年金委員活動支援事業

4 年金委員活動支援事業

職場や地域における年金委員活動の活性化のため、定期的な情報交換や年金委員研修等による効果的な情報提供を行い、年金委員の活動支援および委嘱拡大に努めます。

(1) 年金委員への活動支援および情報提供等

- ・日本年金機構HP「年金委員通信」による情報提供
- ・日本年金機構公式X(旧Twitter)による情報提供
- ・年金委員を対象とした研修会および意見交換会の開催
- ・全国年金委員研修の開催(本部主催)
- ・年金委員のあっせんによる職場や地域における相談会の開催
- ・地域型年金委員向け広報誌「支えあい」の発行(年4回)
- ・職域型年金委員向け広報誌の発行(年2回)



(2) 宮城県地域型年金委員連絡会および地区連絡会の開催

令和3年度より従来の地域型年金委員連絡会の組織改編を行い、宮城県に地域型年金委員連絡会を、各年金事務所に地区連絡会を設置しました。連絡会による年金事務所と年金委員および年金委員間の連携・情報交換の強化、委員向け研修の実施等により、年金委員活動に必要な情報を効果的に提供することで年金委員活動の活性化を目指します。

(3) 年金委員等表彰伝達式の開催

全国健康保険協会宮城支部、宮城県社会保険協会および宮城県社会保険委員会連合会との共同による年金委員表彰伝達式を開催し、長年にわたる年金委員活動を表彰します。

今年度もねんきん月間の11月に開催を予定しています。

(4) 委嘱拡大に向けた取り組み

| | |
|-----|---|
| 職域型 | <ul style="list-style-type: none">・職域型年金委員未設置事業所への委嘱勧奨・事業所の社会保険加入時および制度説明会を利用した職域型年金委員制度の広報・宮城県社会保険協会による事業所向け広報誌「社会保険みやぎ」への掲載依頼 |
| 地域型 | <ul style="list-style-type: none">・社会保険適用事業所への委嘱勧奨・日本年金機構退職者への委嘱勧奨・年金セミナーを実施する教育機関への委嘱勧奨・会社を退職し職域型年金委員を解嘱となる方への委嘱勧奨・関係機関・団体への委嘱勧奨・市区町村への自治会長、民生委員の情報提供依頼 |

5 「ねんきん月間」「年金の日」の取り組み

11月の「ねんきん月間」において、公的年金制度の普及・啓発活動を実施することとしています。また11月30日は厚生労働省において「年金の日」と定められており、ねんきんネット等の普及を促進しています。

○主な取り組み内容

- ・各教育機関における年金セミナーおよび企業・自治体等での制度説明会の実施
- ・関係機関、関係団体等での年金制度説明会の実施
- ・公共施設、商業施設等における年金相談会の実施
- ・年金委員研修の開催
- ・年金委員表彰式の開催
- ・宮城県年金ポスターコンクール授賞式および作品展の開催
- ・県内年金事務所における年金ポスターコンクール受賞作品の掲示
- ・ねんきんネットの利用拡大に向けた広報活動



「年金の日」のポスター

参考 「ねんきんネット」(個人向けオンラインサービス)の利用拡大に向けた広報活動

日本年金機構では、お客様の利便性向上のため、「個人向けオンラインサービス」の環境構築を進めており、「ねんきんネット」の利用拡大に注力することとしています。社会保険にご加入いただいている事業所、年金事務所に来所された方々等に利用勧奨を行っているほか、関係機関や年金委員の皆さんにもリーフレットの設置等のご協力をいただきながら、利用拡大に取り組んでおります。

「ねんきんネット」でできること

| | |
|----------|---|
| 年金記録の確認 | 月ごとの年金加入記録や保険料の納付状況を確認できます。 |
| 年金見込額の試算 | 将来受け取る老齢年金の見込額を様々な条件を設定して試算できます。 |
| 通知書の確認 | <p>電子版「ねんきん定期便」や年金支払いに関する通知書などの閲覧やダウンロードができます。</p> <p>※ご確認いただける通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子版「ねんきん定期便」 ・年金振込通知書 ・公的年金の源泉徴収票 ・年金額改定通知書 ・年金支払通知書 ・年金決定通知書 ・支給額変更通知書 ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 |

「マイナポータルと連携してさらに便利に」

| | |
|----------------|--|
| 電子データでの受け取り | <p>社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 公的年金等の源泉徴収票 ※e-Taxによる確定申告等で利用できます。</p> |
| オンラインでできるお手続き等 | <p>扶養親族等申告書の提出 国民年金加入の届出(退職後の厚生年金からの変更等) 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の申請 老齢年金請求書の簡易な電子申請(一部の方から順次開始)</p> |

6 令和6年度開催時にいただいたご意見に対する回答・取り組み

| 項目番号 | いただいたご意見等 | 回答・取り組み |
|------|---|--|
| 1 | <p>様々な取り組みを知つてもらうために、どのような手段ややり方でわかりやすく伝えられるか課題がある。</p> <p>アナログとデジタルでの広報があるが、バランスを取りながら上手に使い分けていく必要があるのではないか。</p> | <p>広報については、従来より、日本年金機構本部における広域的なものと地域および年金事務所における極地的な取り組みを併行して行っています。</p> <p>日本年金機構HPおよび日本年金機構公式X(Twitter)に加え、令和7年6月からは日本年金機構公式Facebookを開設し、情報発信を行っています。</p> <p>ご意見のとおり、より効果的な方法を見極めながら、デジタルとアナログを上手に使い分けた広報戦略を進めてまいります。</p> |
| 2 | <p>厚生労働省年金局が主催する学生との「年金対話集会」を開催しており、今後電話勧奨を行う予定である。</p> <p>日本年金機構の年金セミナーも合わせて周知しながら勧奨を考えている。</p> <p>日本年金機構においても、年金セミナー勧奨の際に対話集会の勧奨にご協力いただきたい。</p> | <p>年金セミナーの勧奨につきまして感謝申し上げます。</p> <p>対話集会の開催については、将来の年金制度を担う学生への制度周知という目的が同一のものであるため、日本年金機構においても勧奨を行っています。</p> <p>令和7年11月には、年金の対話集会と年金セミナーの共同開催を予定していますので、引き続きよろしくお願いいたします。</p> |

| 項目番 | いただいたご意見 | 回答・取り組み |
|-----|--|---|
| 3 | <p>(1) 教育機関に対して、年金セミナーへ参加した学校や生徒の感想、セミナーの内容について情報提供してほしい。</p> <p>(2) 年金セミナーで制度の意義や仕組みの説明をしているが、もっと財政やマクロ経済ストライドの話を入れて年金制度はなくならないという説明をしてほしい。</p> <p>(3) 年金セミナーがどのようなものなのか知りたい。</p> | <p>年金セミナーを受講いただいた学校に対しては、アンケート結果や個人ごとの感想を送付させていただいております。</p> <p>令和7年1月、宮城県教育庁様および宮城県高等学校長協会様にアンケート集計結果を提供させていただきました。</p> <p>年金セミナーを受講いただける教育機関の拡大にご協力をお願いいたします。</p> |
| 4 | <p>高校生の授業で探求活動というのが大切な教育活動としてあげられている。</p> <p>年金制度についても、自ら調べ学ぶようなカリキュラムがあるといいのではないか。</p> | <p>引き続き、日本年金機構本部を通し、厚生労働省より文部科学省と協議いただくよう、要望してまいります。</p> <p>現在、東北管内では仙台国税局および税務署との広報等に係る協力連携を強化しており、租税教室との共同開催についても勧奨に取り入れて拡大に取り組んでおります。</p> <p>公的年金に限らず、税や社会保障等、中学校や高等学校等のカリキュラムで、社会の仕組みを自ら学べるような教育の実現が国民一人一人が責任を担うという意識の醸成にも繋がるもの考えております。</p> |

| 項目番 | いただいたご意見 | 回答・取り組み |
|-----|--|--|
| 5 | <p>年金ポスターコンクールについて、令和5年度の応募数実績は令和4年度より減ってしまっている。</p> <p>県内でもたくさんのコンクールがある中で、開催方法について例えば対象者を限定するのか、ポスターに限らず書道を含めて集めるなど今後開催にあたり工夫が必要ではないか。</p> | <p>昨年の会議でいただいたご助言等を参考に勧奨を行ったこともあり、令和6年度は応募中学校数および応募数を拡大することができました。</p> <p>より魅力的な、地域に根差した取り組みとして発展させていけるよう努力し、開催方法等の検討を重ねてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p> |
| 6 | <p>国民年金保険料未納者に対する取り組みが全体的にバランスが薄いと感じる。</p> <p>若い世代の納付率を上げることが全体の納付率に響いてくるため、若い世代にどういうアプローチをしていくかが重要である。</p> <p>若い世代へのアプローチとして、デジタルでどれだけ普及させるかという方法を厚めにしていくと納付率の向上に繋がるのではないか。</p> | <p>国民年金保険料の収納対策においては、「新規」「長期」等の対象に応じた納付督促や強制徴収等の対応を行っており、「若年層」への対応については、本人のみならず、20歳到達前に連帯納付義務者である世帯主にもお知らせを送付する対応を行っております。</p> <p>また、20歳到達者向けの国民年金制度の概要や納付することのメリット、納付方法の手続き、学生納付特例制度等を分かりやすく周知するための動画をSNSで発信する等、制度や納付義務等をご本人に認識いただける確率を上げることを念頭に、方法の検討と効果の検証を重ねながら取り組んでまいります。</p> |

| 項目番号 | いただいたご意見 | 回答・取り組み |
|------|---|--|
| 7 | <p>若者へ向けて、年金制度に対する不信や漠然とした不安、将来への不安に対してどのような情報を提供するかが大事だと思う。</p> <p>テレビや新聞のようなマスメディアを活用し、それらが無視できないようなネタを提供できる施策を考えてほしい。</p> <p>国民年金保険料の未加入者、未納者への対策において、それぞれのターゲットの中に何を届けていくのかということを考えて施策を打っていくことが大切であり、デジタルの部分でどれだけ普及させていくかが加入率と納付率の向上に繋がるのではないか。</p> <p>また、施策について報道機関を利用するのであれば、「潜在的な社会問題がある」というニュースとして価値のあるものを提示することが大事である。</p> | <p>年金制度に対してネガティブな意見を持っている若年層が存在しているという事実については、教育機関における年金セミナーにおいて実施しているアンケート結果からも年金事務所が現場レベルで感じております。</p> <p>ただし、年金セミナーを受講いただいた方々のほとんどが、正しく年金制度を理解することでイメージが改善することも確認しています。</p> <p>年金事務所ではこのような取り組みを継続しつつ、日本年金機構全体では、デジタルを含めたより多くの方に漏れなく周知できる効果的な制度周知方法の検討を重ねながら展開していくこととしております。</p> <p>目的は、年金制度を国民の皆様に正しくご理解いただき、安心・信頼していただける年金制度を運営していくことです。</p> <p>このために報道という手法で制度周知にご協力いただくことは効果的で大変ありがたいことだと考えますので、いただいたご助言についても重要なものとして本部へ進言させていただいております。</p> |
| 8 | <p>令和6年10月からの適用拡大について、どういった周知をしていくかポイントである。</p> <p>10月より早い時期からどれだけ制度周知できるか、今の取り組みと合わせて今年度の中でもより力を入れてほしい。</p> | <p>適用拡大に係る周知につきましては、HP等による広報や対象事業所へのお知らせだけではなく、制度改正の施行前に、新たに対象となる可能性がある対象事業所に対し、年金事務所職員による訪問等による事前説明やヒアリングによる確認等を実施しました。</p> <p>安定かつ公平な制度運営を行えるよう、広報と細やかな対応を可能な限り行ってまいります。</p> |